

東京都地方独立行政法人評価委員会条例（平成十六年東京都条例第百十八号）新旧対照表

改正後	現行
<p>(設置)            第一条 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第十一条第一項の規定に基づき、東京都が設立する地方独立行政法人の業務の実績に関する評価等を行うため、知事の附属機関として、東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p><u>(所掌事務)</u>            第二条 委員会は、法第十一条第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 <u>法第二十六条第一項に規定する中期計画の作成及び変更に係る認可について知事に意見を述べること。</u></p> <p>二 <u>法第二十八条第一項に規定する当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に係る評価について知事に意見を述べること。</u></p> <p>(組織)            第三条 (現行のとおり)            (委員の任期等)            第四条 (現行のとおり)            (委員長)            第五条 (現行のとおり)            (分科会)            第六条 (現行のとおり)            (議事)            第七条 (現行のとおり)            (委任)            第八条 (現行のとおり)</p>	<p>(設置)            第一条 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十一条第一項の規定に基づき、東京都が設立する地方独立行政法人の業務の実績に関する評価等を行うため、知事の附属機関として、東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(組織)            第二条 (略)            (委員の任期等)            第三条 (略)            (委員長)            第四条 (略)            (分科会)            第五条 (略)            (議事)            第六条 (略)            (委任)            第七条 (略)</p>